

障がい者雇用推進枠にて融資を受けた中小企業のみなさんへ H26 年度新設

障がい者雇用推進融資事業 障がい者雇用推進枠利子補給金

障がい者雇用に取り組む中小企業に対し、制度融資のうち「一般融資」又は「小規模企業振興資金」を利用した場合の利子について、利子補給金を交付します。

【対象者】 一般融資もしくは小規模企業振興資金のうち、「障がい者雇用推進枠」利用者

融資額 1,000万円以内：利子全額補給

融資額 1,000万円超：利子年1.0%相当額補給

利子補給金申請の詳細

交付要件	各月において、障がい者の法定雇用率（2.0%）を満たしていること。（従業員数50人未満の企業については障がい者を1人以上雇っていること。） * 交付要件を満たしている月の分のみ利子補給をします。
申請時期	毎年3月10日まで * 前年3月から申請年度の2月までの実績に基づき申請をしていただきます。 * 「障がい者雇用推進枠」の利用者には、こちらから申請についてご案内します。
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 利子補給金交付申請書・ 利子支払証明書（金融機関に証明をもらったもの）・ 障がい者雇用状況計算書・ 「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」等の写し（ハローワークの発行するもの）・ 「労働条件通知書」等勤務形態の確認できる書類の写し・ 障がい者手帳の写しもしくは「同意書」・ 障害者職業センターの発行する「判定書」の写し（重度知的障がい療育手帳 A 以外の場合）
交付時期	申請年度の3月末日

【問い合わせ・提出先】

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市福祉部障がい福祉課就労支援係

電話：025-226-1249

FAX：025-223-1500

E-mail：shogai.wl@city.niigata.lg.jp